

仙台市社会福祉審議会運営要領 令和 8 年 4 月 日改正 新旧対照表

旧	新
第 1 条 ～ 第 5 条 （略） （庶務） 第 6 条 審議会の庶務は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる組織において処理する。 （1） 審議会，民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉局地域福祉部社会課 （2） 障害者福祉専門分科会 健康福祉局障害福祉部障害企画課 （3） 老人福祉専門分科会 健康福祉局保険高齢部高齢企画課 （4） 児童福祉専門分科会 <u>こども若者局こども家庭部総務課</u> 第 7 条 （略）	第 1 条 ～ 第 5 条 （略） （庶務） 第 6 条 審議会の庶務は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる組織において処理する。 （1） 審議会，民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉局地域福祉部社会課 （2） 障害者福祉専門分科会 健康福祉局障害福祉部障害企画課 （3） 老人福祉専門分科会 健康福祉局保険高齢部高齢企画課 （4） 児童福祉専門分科会 <u>こども若者局 総務課</u> 第 7 条 （略）

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 日から実施する。